



福岡県医発第968号(地)

平成22年 7月31日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

水俣病被害者手帳の交付開始について

標記の件につきましては、平成22年7月29日付け福岡県医発第946号(地)にて「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に関する事項及び熊本県において水俣病被害者手帳の交付が順次開始される旨のお知らせをいたしていましたが、今般、鹿児島県においても平成22年7月より順次水俣病被害者手帳の交付を開始する旨、鹿児島県環境林務部環境林務課より別添のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 交付対象者

- (1) 法律に基づき一時金等給付申請を行い、救済措置対象者(療養手当有り)又は療養費対象者(療養手当無し)として決定された者
- (2) 現在保健手帳所持者であって、水俣病被害者手帳への切替えを希望した者

2 効力開始日

手帳に記載する効力開始日(交付した翌月の1日)より

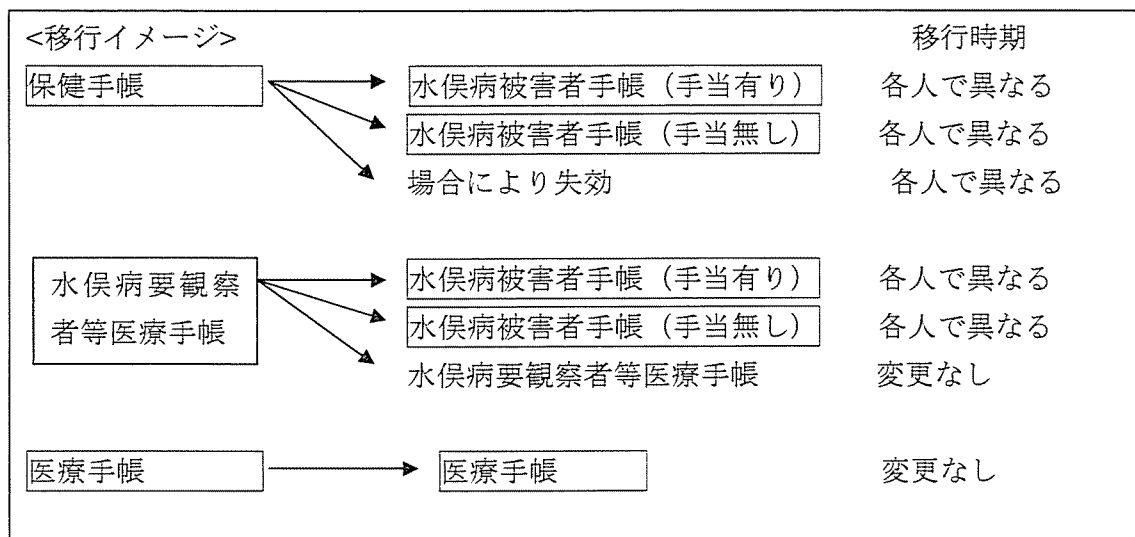
3 留意事項

- (1) 患者が水俣病被害者手帳(白色)を持参した場合は、本手帳に記載されている公費負担者番号と受給者番号により請求して下さい。
- (2) 水俣病被害者手帳(白色)を持参された方が所持していた保健手帳(藤色)又は水俣病要観察者等医療手帳(クリーム色)は、失効しています。受給者番号等が異なりますので、失効した保健手帳等の受給者番号等では請求しないようご注意下さい。
- (3) 現在、保健手帳や水俣病要観察者等医療手帳を所持している方で、水俣病被害者手帳の交付対象となった方については、今後順次水俣病被害者手帳を交

付する予定とされておりますが、手帳の交付時期は各人で異なりますので、窓口等では手帳の種類をご確認の上、公費負担者番号や受給者番号の記載に誤りがないようご注意ください。

なお、医療手帳（緑色）については、変更はあっておりませんので、通常通り請求できます。

（参考１）



（参考２）

手帳種類（色）	公費負担者番号（８桁）		受給者番号（７桁）
水俣病被害者手帳（白） （療養手当無し）	医療	５１４６３０２４	３０〇〇〇〇〇〇
	介護	８８４６３０２１	
水俣病被害者手帳（白） （療養手当有り）	医療	５１４６３０１６	３１〇〇〇〇〇〇
	介護	８８４６３０１３	
保健手帳（藤）	医療	５１４６３０２４	１〇〇〇〇〇〇〇
	介護	８８４６３０２１	
医療手帳（緑）	医療	５１４６３０１６	０〇〇〇〇〇〇〇
	介護	８８４６３０１３	
水俣病要観察者等 医療手帳（クリーム）	医療	５１４６３０３２	２〇〇〇〇〇〇〇
	介護	８８４６３０３９	

※実際の水俣病被害者手帳には療養手当有り・無しの記載はありませんので、公費負担者番号及び受給者番号にご注意下さい。

４ お問合せ先

鹿児島県環境林務部

環境林務課 環境保健係

TEL：０９９－２８６－２５８４（直通）

FAX：０９９－２８６－５６０７

平成22年7月26日

各県医師会長 様

鹿児島県環境林務部環境林務課長

水俣病被害者手帳の交付開始について（お知らせ）

平素から、水俣病対策の推進につきまして御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

本県では、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号）に基づき、下記の交付対象者に対し、平成22年7月から順次水俣病被害者手帳の交付を開始することとしています。

つきましては、御多忙の折り大変恐縮ですが、貴医師会所属の医療機関等へ対し、下記留意事項について、周知いただきますよう御協力をお願いします。

なお、水俣病被害者手帳の制度及び手続等に関して御不明な点がございましたら、鹿児島県環境林務課まで御連絡いただきますよう併せてお願いします。

記

1 交付対象者

- （1）法律に基づき一時金等給付申請を行い、救済措置対象者（療養手当有り）又は療養費対象者（療養手当無し）として決定された者
- （2）現在保健手帳所持者であって、水俣病被害者手帳への切替を希望した者

2 効力開始日

手帳に記載する効力開始日から

3 留意事項

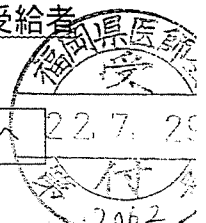
- （1）患者様が水俣病被害者手帳（白色）を持参された場合は、本手帳に記載されている公費負担者番号と受給者番号により御請求ください。
- （2）水俣病被害者手帳（白色）を持参された方が所持されていた保健手帳（藤色）又は水俣病要観察者等医療手帳（クリーム色）は、失効しています。
受給者番号等が異なりますので、失効した手帳の受給者番号等では請求しないよう十分御注意ください。
- （3）現在、保健手帳や水俣病要観察者等医療手帳を所持している方で、水俣病被害者手帳の交付対象となった方には、順次水俣病被害者手帳を交付する予定ですが、手帳の交付時期は各人で異なります。
お手数ですが、窓口等で手帳の種類を御確認いただき、公費負担者番号や受給者番号の記載間違いがないよう御注意ください。

裏面へ

22.7.29

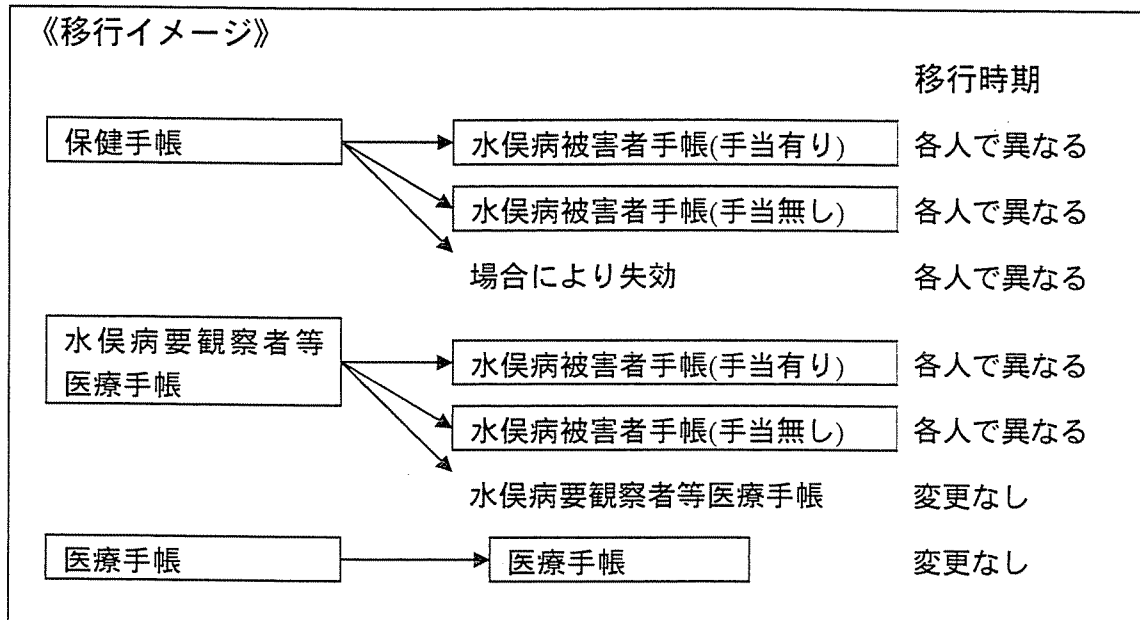
交付済

2022



なお、医療手帳（緑色）については、変更ありません。今後もこれまでどおり御請求ください。

(参考 1)



(参考 2)

手帳種類 (色)	公費負担者番号(8桁)		受給者番号(7桁)
水俣病被害者手帳 (白) (療養手当無し)	医療	5 1 4 6 3 0 2 4	3 0 ○ ○ ○ ○ ○
	介護	8 8 4 6 3 0 2 1	
水俣病被害者手帳 (白) (療養手当有り)	医療	5 1 4 6 3 0 1 6	3 1 ○ ○ ○ ○ ○
	介護	8 8 4 6 3 0 1 3	
保健手帳 (藤)	医療	5 1 4 6 3 0 2 4	1 ○ ○ ○ ○ ○ ○
	介護	8 8 4 6 3 0 2 1	
医療手帳 (緑)	医療	5 1 4 6 3 0 1 6	0 ○ ○ ○ ○ ○ ○
	介護	8 8 4 6 3 0 1 3	
水俣病要観察者等医療手帳 (ｸﾘｰﾑ)	医療	5 1 4 6 3 0 3 2	2 ○ ○ ○ ○ ○ ○
	介護	8 8 4 6 3 0 3 9	

※ 実際の水俣病被害者手帳には療養手当有り・無しの記載はありませんので、
公費負担者番号及び受給者番号に御注意ください。

お問い合わせ先
鹿児島県環境林務部
環境林務課 環境保健係
TEL:099-286-2584 (直通)
FAX:099-286-5607